

問題行動・いじめに対する危機管理体制

福山市立常金丸小学校

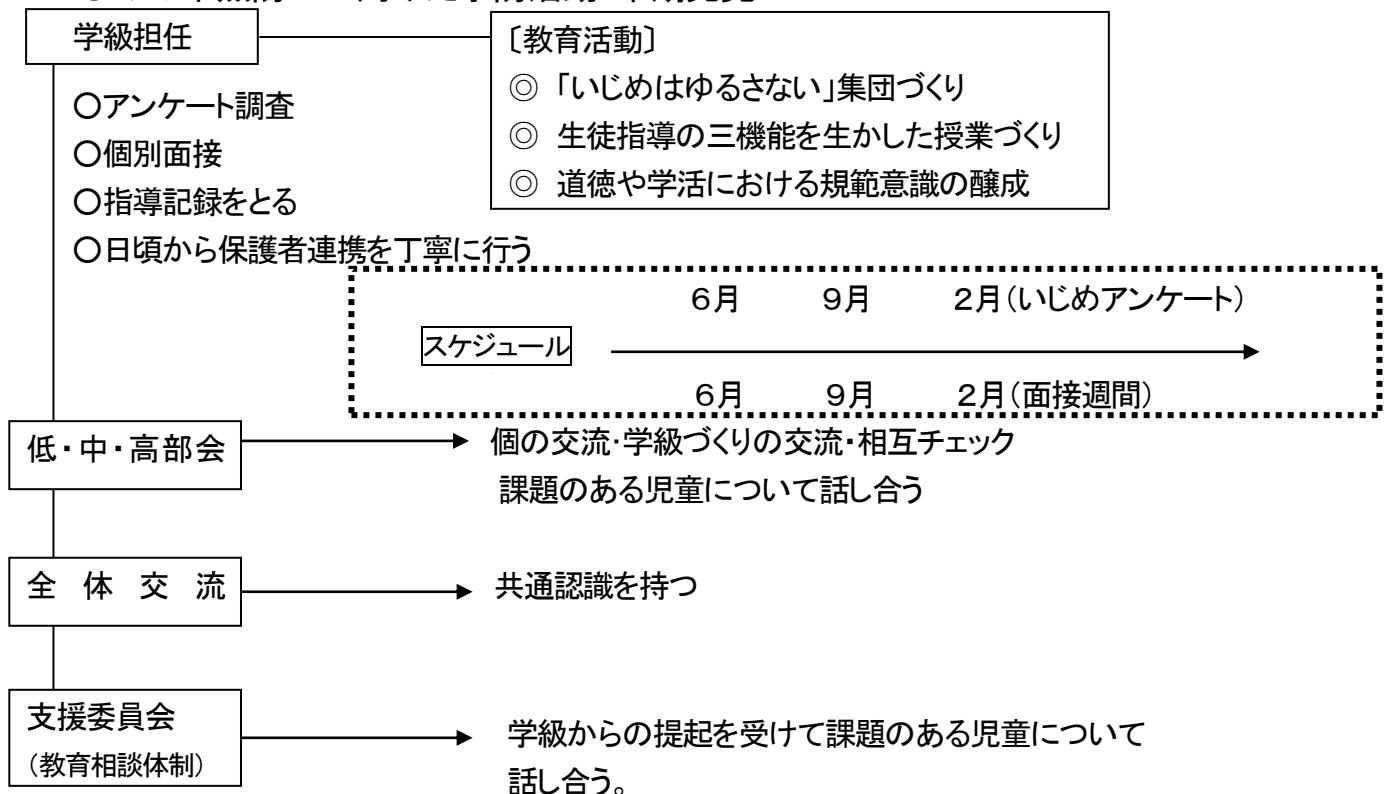
- ◎問題行動・いじめの解決は、大人の責任という課題認識を持つ。
- ◎児童の命を守り、安全を確保する。(初動の重要性)
- ◎全教職員の共通理解のもと協働で対応にあたる。(体制づくり)
- ◎保護者の信頼を得た、実効的な取り組みをする。(説明責任)
- ◎各関係機関との綿密な連携の中で取り組む。

1. いじめ問題に関する基本的認識

いじめについては、「どの子どもにも、どの学校においても起こり得るもの。」であることを十分認識し、適切に対応する必要がある。

- ①「いじめは人間として絶対に許されない。」との意識を、学校教育全体を通じて児童に徹底する。
- ②いじめを行う児童に対しては、特別な指導や学校教育法第35条に基づいた出席停止(義務教育)等の措置も視野に入れ、毅然とした対応を行う。
- ③いじめられている児童については、学校が徹底して守りきるという姿勢を日ごろから示す。
- ④教職員が児童一人一人をかけがいのない存在ととらえ指導する。
- ⑤教職員自身が児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることがないように自覚ある言動に努める。
- ⑥教職員の気付かないところで陰湿ないじめが続いていることも少なくないことを認識し、解決したと即断することなく継続した指導を行う。

2. いじめの未然防止に向けた予防活動・早期発見



3. 緊急対応

